

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年10月まで

当時、父親から、無職だった私の将来のために国民年金制度発足当初から母親と同時に国民年金加入手続を行うとともに、結婚が決まるまでの間は母親の分と一緒に私の国民年金保険料を納付していたと聞いていたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初である昭和36年1月12日に連番で払い出されており、申立人の母親は国民年金の加入期間に未納は無いことから、国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間について、定期的に自宅を訪れていたA市の集金人に申立人の父親が国民年金保険料を納付していたと記憶しているとしており、同市では、申立期間当時、保険料は集金人による戸別収納方式を採っていたことから、申立人の記憶と符合する。

さらに、申立期間について、同居していた申立人の母親の国民年金保険料は納付済みとされていることから、納付意識の高かった申立人の父親が、申立人及びその母親の加入手続を行いながら、申立人の申立期間の保険料のみを未納のままにしておくとは考え難く、申立人の母親の保険料と共に申立人の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月

私は、国民年金に任意加入し、昭和36年4月からA市B区役所で国民年金保険料を納めていた。同年11月から会社に勤め始め、入社の際に会社から入社後3か月は見習期間となり、厚生年金保険の加入は37年2月からと言われた。同年2月*日に同区役所に離婚届を提出した際に、同区役所で申立期間である1か月分の保険料の印紙を購入し、納付した記憶がある。納付を証明するものは無いが、きちんと納付したので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、かつ、申立人は国民年金制度発足当初に任意加入被保険者として加入手続を行い、申立期間を除く納付済みとされている期間はすべて納期限内に保険料が納付されていることから、国民年金制度に対する関心が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間当時にA市B区役所で印紙検認により保険料を納付したとしており、同市では、当時、区役所において印紙検認方式による保険料徴収方法を採用していたことから、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人は、昭和37年2月から厚生年金保険被保険者の資格を取得することを認識していたとすることから、A市B区役所で離婚届（同年2月*日）を提出した際に、同区役所で申立期間である1か月分の保険料を納付したとする申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和38年ごろ、国民年金担当と思われる女性が2、3回自宅に来て、今なら未納分の保険料をさかのぼって納付すれば、将来年金が満額受け取れると勧められたので、その場で夫婦共に国民年金加入手続を行い、二人分の保険料（月額で100円から200円ぐらい）を3年分ぐらいまとめて納付した。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が夫婦共に未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金加入期間において、60歳到達の前月まで申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人夫婦は、昭和38年ごろに自宅に来た国民年金担当職員に勧められて国民年金に加入したとしているところ、A社会保険事務局保管の資料を見ると、申立人夫婦が居住していたB市では、昭和37年度及び39年度において県及び社会保険事務所の職員による適用特別対策が行われており、これら職員は国民年金手帳、現年度保険料納付書、過年度保険料納付書等を携行していたことが確認できる上、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号払出日は、39年10月30日とされており、同払出簿の備考欄には「C区戸別」との記載があることから、申立人夫婦が居住していた同区においても、この当時、戸別訪問による国民年金の適用特別対策が行われていたことがうかがわれ、申立人夫婦の主張に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人夫婦は、国民年金加入手続を行った際に、さかのぼって3年分ぐらいの保険料を夫婦一緒に納付したとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、前述のとおり、昭和39年10月ごろに夫婦連番で払い出されていることから、このころに申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このため、この加入手続が行われた時期を基準とすると、申立期間のうち、36年4月から37年6月までの期間は時効により保険料は納付できないものの、同年7月から39年3月までの保険料は過年度納付が可能であったことから、申立人夫婦は加入手続の際に当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付したとする保険料月額（100円から200円ぐらい）は、申立期間当時の保険料月額（100円）とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和38年ごろ、国民年金担当と思われる女性が2、3回自宅に来て、今なら未納分の保険料をさかのぼって納付すれば、将来年金が満額受け取れると勧められたので、その場で夫婦共に国民年金加入手続を行い、二人分の保険料（月額で100円から200円ぐらい）を3年分ぐらいまとめて納付した。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が夫婦共に未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金加入期間において、60歳到達の前月まで申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人夫婦は、昭和38年ごろに自宅に来た国民年金担当職員に勧められて国民年金に加入したとしているところ、A社会保険事務局保管の資料を見ると、申立人夫婦が居住していたB市では、昭和37年度及び39年度において県及び社会保険事務所の職員による適用特別対策が行われており、これら職員は国民年金手帳、現年度保険料納付書、過年度保険料納付書等を携行していたことが確認できる上、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号払出日は、39年10月30日とされており、同払出簿の備考欄には「C区戸別」との記載があることから、申立人夫婦が居住していた同区においても、この当時、戸別訪問による国民年金の適用特別対策が行われていたことがうかがわれ、申立人夫婦の主張に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人夫婦は、国民年金加入手続を行った際に、さかのぼって3年分ぐらいの保険料を夫婦一緒に納付したとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、前述のとおり、昭和39年10月ごろに夫婦連番で払い出されていることから、このころに申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このため、この加入手続が行われた時期を基準とすると、申立期間のうち、36年4月から37年6月までの期間は時効により保険料は納付できないものの、同年7月から39年3月までの保険料は過年度納付が可能であったことから、申立人夫婦は加入手続の際に当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付したとする保険料月額（100円から200円ぐらい）は、申立期間当時の保険料月額（100円）とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から48年3月まで

私の国民年金加入手続及び保険料の納付は、すべて父親が行っていたため、詳細については分からない。しかし、私の両親及び兄弟姉妹は皆、国民年金に加入しており、手続や納付は父親がすべて行っていた。このため、私だけ未加入とされていることに納得ができず、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が昭和44年*月に20歳に到達して以降48年4月に厚生年金保険被保険者となるまでの間、国民年金に加入した記録は無い。一方、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人の両親は国民年金制度発足当初に、申立人の兄二人と姉は、20歳到達又は厚生年金保険被保険者資格喪失により国民年金の加入義務が生じた時点から3年以内に加入手続が行われたことが確認できる上、申立人の長兄の妻は、婚姻の直後に加入手続が行われたことが確認できる。申立人の長兄夫婦及び姉の証言から、これらの加入手続は、申立人の父親が行ったものとみられ、父親が、申立人についてのみ、加入義務が生じて以降3年以上もの長期にわたり、加入手続を行っていなかったとは考え難い。

また、申立人の長兄夫婦は、申立期間当時、申立人がその両親及び長兄夫婦と同居し、家業に従事していたことを証言している。戸籍の附票でも、申立人の申立期間当時の住民登録はその両親と同一地であったことが記載されており、申立期間当時は家業に従事していたので、長兄等と同様に父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の説明に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、その父親に代わって、町内会の役員宅に国民年金保険料を納付に行ったことがあると記憶している。この点については、申立期間当時、申立人家族が居住していたA市では、納付組織（婦人会）が保険料を収集していたことが確認でき、申立人の説明には信ぴょう性が認められる。

加えて、申立人の両親は、申立期間を含め60歳到達までのすべての期間の国民年金保険料を納付しているほか、申立人の兄二人、姉及び長兄の妻については、加入手続の時点でさかのぼって納付可能な保険料もすべて納付されているなど、申立人家族の保険料を納付していたとする父親の納付意識は高かったものと認められる。

そのほか、申立人の長兄夫婦は申立期間の国民年金保険料を納付済みと記録されており、申立人の姉も申立期間中に婚姻するまでの保険料を納付済みと記録されている。この点について、申立人の長兄夫婦及び姉は共に、その当時、家族の保険料はその父親が納付しており、家族の中で申立人の保険料のみ納付されていないのは不自然であると証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から15年3月1日まで

私は、ねんきん特別便を見て、A社の厚生年金保険の被保険者記録が間違っていることに気付いた。

給与明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人の所持するA社の給与明細書及びB銀行から提出された申立人に係る預金通帳の履歴により、申立人は、A社に平成15年2月28日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、給与明細書において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間の6か月の標準報酬月額について、当時の会社の業績も順調であり、病気その他の理由で減額されるような事実も無いにもかかわらず、大きく減額されている。当該期間の他の役員の年金記録を確認すると減額されておらず、この減額は間違いであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は22万円とされており、申立期間前後の期間における標準報酬月額（47万円）に比して、著しく低額とされている。

これに対し、申立人は、当時はA社の業績も順調で、病気等により給与を減額されるような事実も無かったことや、申立人と同様に、当時、同社の役員であった8人についても、標準報酬月額に変動は無かったと主張しているところ、当時の複数の同僚役員の証言及び商業登記簿謄本から判断して、申立期間当時、同社の経営状況は順調で、申立人も、取締役として勤務形態、業務内容等に特段の変更は無かったものと認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、A社における申立人を除く当時の役員8人全員の標準報酬月額は、申立期間の前後を通じて金額の変動は無く、47万円（最高等級）であったことが確認できる。

さらに、申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間及びそ

の前後の期間に、A社及びB社（一時期、両事業所に勤務していたため。）から、おおむね一定額の給与が振り込まれていたことが確認できる。

加えて、A社の当時の給与計算を担当していた従業員は、「資料は残っていないが、申立期間当時、申立人の給与に変更は無く、給与額に相当する厚生年金保険料を控除して、納付していたはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年5月1日から同年9月26日まで
② 平成2年9月26日から3年1月1日まで

社会保険事務所の調査で、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が引き下げられているのを知った。控除額を確認できる資料は無いが、引き下げられた標準報酬月額は、当時の給与と大きく異なるので、申立期間①に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

また、A社には平成2年12月まで在職し、翌年に新年会をした記憶がある。3年1月の給与は受け取っていないが、2年12月まで勤務していたことに間違いないので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は申立人が主張する41万円と記録されていたものの、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年2月28日）以降の同年4月8日付けで、2年5月から同年8月までの標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して20万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①当時は一従業員であったと証言しており、A社の商業登記簿謄本においても、申立人が同社の役員であった記録は無く、申立人は、標準報酬月額が遡^{そきゅう}及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要と認められる。

一方、申立期間②について、申立人は、平成2年12月までA社に勤務していたと主張するものの、同社は平成3年2月28日に全喪しており、当時の事業主や事務担当者との連絡が取れず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

また、当時の同僚の一人は、「申立人とは、平成2年5月の入社以来3か月ほど一緒だったが、私が退職した時（同年11月1日資格喪失。）より前に申立人は辞めた。」と証言しており、この証言は、社会保険事務所の記録ともおおむね符合する。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月26日から同年8月26日まで

私は、昭和47年7月26日にA社に採用され、平成19年7月31日に退職するまで継続して勤務していた。給与明細書等の書類は残っていないが、厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の社長名による入社日確認書類、同社から提出された昭和47年11月20日付けの社内報及び雇用保険の記録により、申立人が、同年7月26日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録により、上記社内報に新入社員として掲載された申立人を除く同僚11人全員について、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社の現在の事務担当者は、「当時の書類は、社内報を除いて処分されているのでよく分からないが、申立人のみ他の同僚と異なる扱いをされているのはおかしいと思う。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等から総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年8月の社会保険事務

所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和43年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から43年4月1日まで

私はA社に昭和42年6月27日に入社し、定年まで勤務していた。社会保険事務所の回答によると、被保険者期間が一部欠けているとのことであるが、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の人事記録により、申立期間において申立人が同社に継続して勤務（昭和43年4月1日に非正規社員から正社員に登用。）していたことが認められる。

また、A社の厚生年金基金が保管する加入員台帳によると、申立人は、同社において昭和42年6月27日に厚生年金基金加入員資格を取得し、平成12年4月1日に同資格を喪失したことが確認できる上、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、A社は、通常、非正規社員から正社員へ登用される際には、いったん、厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、再度、被保険者資格を取得させる取扱いをしていたとしている上、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

愛知厚生年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和64年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月30日から64年1月1日まで

A社において、昭和63年12月30日に資格喪失とされているが、62年10月から63年12月分までの給与明細書(15か月分)がある。すべての月から保険料が引かれているので再調査し、資格喪失日を64年1月1日に訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた給与明細書によれば、申立人が昭和62年10月1日から63年12月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年11月の社会保険庁のオンライン記録及び給与明細書の保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和43年3月4日、資格喪失日が44年7月21日とされ、当該期間のうち、43年3月4日から44年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間のうち、43年3月4日から44年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を43年3月4日とし、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年5月1日まで

私は、A社に昭和43年1月から44年7月20日まで勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間は、同年5月1日から同年7月21日までの2か月しかない。

A社では、昭和43年3月4日に普通第二種免許を取得した。また、入社の際、雇用期間を1年6か月とする雇用契約を交わした記憶もあるので、2か月しか被保険者期間がないのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和43年3月4日、資格喪失日が44年7月21日とされ、当該期間のうち、43年3月4日から44年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、申立人のA社に係る雇用保険記録によると、申立人は昭和43年3月4日から44年7月20日まで同社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、A社においては、申立人のほか、多数の厚生年金保険被保険者について、75条該当期間があることが確認できる（昭和42年12月から43年5月までの申立人を含む資格取得者21人中19人。）ところ、同社の事業主は、「出入りの激しい職場であり、採用してもすぐに辞める人が多かったため、社会保険関係の手続はしばらくしてから行っていた。このため、何度か手続が遅延し、社会保険事務所から注意を受けた記憶がある。」としているとともに、複数の同僚は、「A社では給与から厚生年金保険料を控除しながら、社会保険事務所に保険料を納付していなかったことが発覚し、時効により保険料が納付できない期間については、75条該当期間とする手続を取ってもらうとともに、その期間については損失補填してもらった。」としている。

さらに、給与支払明細書の内容を記録していた同僚の記録によると、当初、厚生年金保険被保険者とされておらず、後から75条該当期間とされた期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月4日から44年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月及び75条該当期間の43年3月4日から44年5月1日までの社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、上述のとおり、事業主は被保険者資格の取得手続を遅延していたとしているとともに、社会保険事務所の記録によると、申立人及び申立人と同時期の資格取得者の大半は、昭和44年4月又は同年5月以前の期間が75条該当期間とされていることが確認できることから、事業主は、申立人を含む複数の被保険者について、資格取得日の届出を当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の46年6月又は同年7月ごろに行ったものと推認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る43年3月から44年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月3日までの期間については、上述のとおり、申立人の当該期間に係る雇用保険の記録は確認できない。

また、申立人は、当該期間について、「二種免許取得前の養成期間であったと思う。」としているところ、A社の同僚は、「養成期間中は厚生年金保険の被保険者とされていなかった。」としている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年4月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月23日から同年9月9日まで

私は、昭和26年3月にA社に入社し、同社グループ内の支店に何度か転勤しているものの、61年7月に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、勤務期間の一部について記録が欠落している期間があることが分かったが、入社から退職までA社グループ内で継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和31年4月23日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和31年9月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年7月22日から同年8月22日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月14日から同年4月1日までの期間又は
同年7月22日から同年8月22日までの期間

私は、中学校を卒業後すぐの昭和62年3月にA社に入社した。

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、昭和62年4月1日から同年7月22日までの3か月分の被保険者記録しかないことが分かった。

昭和62年4月から同年7月分の給与支給明細書において、厚生年金保険料が全部で4か月分控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与支払明細書によると、申立人はA社において、昭和62年4月から同年7月分の給与の支給を受けるとともに、当該期間の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、A社が保管している労働者名簿によると、申立人は同社に昭和62年4月1日から同年8月21日まで勤務していたことが確認できるところ、この期間は雇用保険の記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和62年4月1日にA社に正社員として採用後、同年8月21日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる報酬月額から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月1日から33年11月6日まで
② 昭和35年2月2日から36年11月1日まで

社会保険庁の記録では、申立期間の脱退手当金を受給したとされているが、私は、脱退手当金をもらった覚えは無い。また、ほかにも厚生年金保険に加入しているのに、申立期間の脱退手当金だけ請求して他の期間を残すはずもないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①より前の被保険者期間（3事業所60か月）及び申立期間①と②の間にある7か月の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これらを失念するとは考え難い上、申立期間①、②及び両申立期間の間にある未請求の被保険者期間（3事業所）は同一番号で管理されているにもかかわらず支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の最終事業所における厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の受給要件である24か月に満たない21か月であるとともに、当該事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日から前後2年以内に資格喪失した73人について調査したところ、脱退手当金の受給要件を満たす34人のうち、脱退手当金の支給記録があるのは6人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで
② 昭和 44 年 11 月 21 日から 45 年 2 月 11 日まで
③ 昭和 47 年 6 月 5 日から同年 7 月 9 日まで

脱退手当金の手続をしたことも無く、支給を受けた記憶も無い。

脱退手当金裁定請求書は他人が記載したもので、筆跡が違い、氏名の一部も違い、勤めた事業所が1か所抜けており、事業所の社名が違っているなど、私が間違えるはずがないところが間違っている。

脱退手当金の支給記録を取り消して、年金期間に算入してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4年8か月後の昭和52年3月25日に支給決定されたこととされており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、「脱退手当金裁定請求書は私の筆跡ではなく、氏名の名前が間違っていて記載されている。また、2回目に勤務したA社が記載されておらず、1回目に勤務したB社の名前を誤記している。B社に入社したときに上司から会社名に濁点はつかないと強く指導された覚えがあり、私が誤記するはずがない。当該請求書は自分が書いたものではない。」と主張しているところ、当該請求書の氏名は「C」とあるべきところ、「C'」と記載されている上、1回目に勤務したB社の名前「B」を「B'」と濁点をつけ、誤記しており、また、2回目に勤務したA社が裁定請求書に記載されていないことが確認できることから、請求人又はその委任を受けた代理人が当該脱退手当金の請求を行ったものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間後は国民年金に任意加入し保険料を納付しており、脱退手当金請求時にも国民年金保険料を納付していることを考慮すると、申立期間当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から53年12月まで

昭和56年1月ごろ、国民年金加入手続の際、未納分の国民年金保険料を全額一括納付しなければ、国民健康保険に加入できないと言われたため、兄にお金を出してもらい、自宅に集金に来た国民健康保険の保険料の集金人に一括で45年1月から55年12月までの11年分の保険料19万8,990円を納付した。しかし、現在の記録では、そのうちの2年分の保険料のみが納付済みとされており、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の国民健康保険の保険料の集金人に一括で申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が居住するA市では、申立期間当時、国民健康保険の保険料の集金人は国民年金保険料を取り扱っておらず、申立人の主張は不自然である。

また、A市が保管する保険料の納付記録によると、申立人が申立期間の保険料と一括で納付したとする期間のうち、昭和55年度分の保険料が郵便局で納付されたことがうかがわれ、申立人の主張との齟齬^{そご}が認められる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年1月に払い出されており、申立人は、申立人の主張どおり、このころに国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時点では、時効前の保険料が納付できる最後の機会であった第3回特例納付も55年6月をもって終了していたことから、申立期間のうち53年9月以前の保険料については、既に時効に到達しており、納付することはできなかった。

加えて、申立人は、昭和56年1月ごろに行ったとみられる国民年金加入手続の時点では、時効到達前であった53年10月から55年3月までの過年度保

険料のうち、54年1月以降の保険料について、時効直前の56年3月になって納付したことがわかることから、この納付時点では既に時効である53年10月から同年12月までの3か月分の保険料についても納付できなかったものとみられる。

その上、申立人は、申立期間の保険料として19万8,990円を納付したとし、これは自身の約20万円を納付したとの記憶を申立人の長兄の知人に伝えた後、計算してもらった結果得られた金額であるとしているが、同金額は保険料月額の改正経過に応じて計算した場合の金額には一致するものの、申立期間についてさかのぼって納付する保険料としてこのような金額が求められる合理的理由は見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から53年8月までの国民年金保険料（45年10月からは付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から53年8月まで

結婚後、自治会長の妻に「加入するかどうかは任意だが、年金をもらうようになった時、自分だけもらえないのは寂しいものだから、是非国民年金に加入したほうが良いですよ。保険料も100円で安いから。」と言われて、昭和37年5月に国民年金に任意加入した。加入後は、自治会の役員が自宅に集金に来ており、私が役員を務めた時には、ほかの方の保険料と一緒に集金した。また、納付書が送られて来るようになってからは銀行で保険料を納付していた。45年10月からは、350円の付加保険料も一緒に支払ったことを今でもはっきりと覚えている。私は53年9月に国民年金に任意加入したのではなく、37年5月に任意加入したので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が唯一交付を受けたとする年金手帳には、申立人は昭和53年9月29日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得し、同時に付加年金加入者となったことが記載されている。

また、申立人は、昭和37年5月に国民年金任意加入手続を行い、45年10月からは定額保険料と併せて付加保険料も納付していたと主張しているが、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人は53年9月29日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得したとする記録が認められ、この時払い出された国民年金手帳記号番号以外に申立人に対し別の記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は同日に最初の国民年金加入手続を行ったものと考えられ、このことは上記申立人が所持する年金手帳の記載内容との

矛盾も無い。

さらに、申立人の夫は申立期間を通じて厚生年金保険被保険者であったことから、申立人にとって申立期間は任意加入の対象となる期間であり、制度上、昭和53年9月29日の国民年金加入手続時において、さかのぼって被保険者資格を取得することはできず、申立期間の保険料（昭和45年10月からは付加保険料を含む。）を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料（昭和45年10月からは付加保険料を含む。）を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（昭和45年10月からは付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から63年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月から63年2月まで

私は、昭和57年4月から63年2月まで国民年金に加入し、そのうち申立期間は、A市B区役所で免除の申請を行い、承認されたが、当該期間の国民年金保険料については各年度末には必ず納付していたはずである。納付したことを証明できるような当時の領収書等は持っていないが、免除期間の記録のままとなっていることに納得できない。再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことは覚えているとするのみで、当該期間の保険料の追納申込みを行った時期、追納申込先、保険料の納付場所及び納付金額に関する記憶は無い。

また、申立人は、申請免除とされた年度の保険料については、必ず年度末までには納付したはずであると主張しているが、申立人は保険料納付に必要な納付書の発行先及び納付書が送付されてきた時期については記憶が無いとしており、社会保険庁の記録によると、申立期間について追納申込みを行ったことを示す記録は見当たらない上、A市では、申請免除が承認された期間については、本人が申請免除の取消し及び保険料納付の申出を行わない限りは当該年度の納付書を送付するような取扱いが行っていなかったとしていることから、申立期間に係る納付書が発行されていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年12月までの期間、46年1月から50年3月までの期間、55年4月から58年12月までの期間及び59年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年12月まで
② 昭和46年1月から50年3月まで
③ 昭和55年4月から58年12月まで
④ 昭和59年4月から62年3月まで

私は、昭和40年7月から自営業を始め、このころに母親が国民年金の加入手続をしてくれ、自分の国民年金保険料と共に私の保険料も一緒に納付してくれていた。婚姻(43年10月)後は母親か妻が納付してくれていた。納付したことが分かる資料が不明である上、既に母親は亡くなり、家計の一切を任せ、保険料を一緒に納付してくれていた妻も病気加療中のため、納付の事実関係が分からない状態だが、申立期間の保険料は納付していたはずなので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡しており、妻も病気加療中であることから、申立期間当時の事情を聴取することはできず、申立人の加入手続及び保険料納付状況の詳細については不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和40年7月16日として妻と共に53年2月1日に払い出されており、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間①及び②当時、国民年金

には未加入であったことになり、母親又は妻が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準にすると、申立期間①及び②は、特例納付を利用する以外は時効により保険料を納付することはできないほか、申立人は、母親又は妻がさかのぼって保険料を一括納付したとする記憶も無い。

加えて、申立期間③及び④について、申立人は、妻が夫婦二人分の保険料と一緒に納付したとしているが、妻の納付記録を見ると、昭和59年1月から同年3月までの未納期間を除く54年4月から60年9月までの保険料は現年度納付されていることが確認できるものの、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和56年度及び57年度の摘要欄には「納付書送付」との記載があり、これら2年度分の保険料は当時未納であったことがうかがわれるほか、申立期間④のうち60年10月から62年3月までの期間は妻も未納とされていることから、申立人の主張とは相違する。

その上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1859 (事案 1252 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年3月まで

申立期間当時、私はA町において織物業を営んでおり、町内会長をしていたことから、自分もあらかじめ国民年金に加入し、町内会員に加入を勧めていた。そんな立場の私が、最初の6か月だけ保険料を納付し、42か月間未納の後、再び納付し始めるようなことはあり得ない。保険料は自宅で、役場から依頼された人に、妻の分も一緒に月100円を2か月か3か月ごとにまとめて支払った。国民年金手帳は今は残っていないが、切手のようなものを貼り付けていたように記憶している。領収書等の納付が確認できる資料をもらったかどうかについては記憶が無い。申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当時一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間は未納であること、申立人は申立期間の保険料月額が100円であったとしているが、申立人は昭和37年*月に35歳に到達し、この時点で保険料月額は150円に改定され、申立期間のほとんどの保険料月額は150円であり、申立人の記憶は曖昧であることから、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間の保険料の納付状況を証言する人物として、当時、同じ町内会に居住していた申立人の義妹^{あいまい}を挙げており、その義妹からの事情聴取を行ったところ、申立期間の保険料納付をうかがわせ

る周辺事情を見い出せなかったことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかにも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から46年3月まで

私は、昭和50年11月に、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その場で10万円以上の現金により、申立期間の保険料を納付した記憶があり、当該期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和43年6月から45年9月までは、申立人が国民年金に加入できる20歳前の期間であることから、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和50年11月に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、社会保険庁の記録でも、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の加入手続は同年12月ごろに行われたことが確認できる。申立人は、加入手続の時期から4年以上前の保険料をまとめて納付したとしていることから、特例納付によるほか納付する方法は無く、申立人の加入手続が行われた時点は、第2回特例納付（実施期間は49年1月から50年12月まで）の実施期間中である。しかし、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人の国民年金資格取得日は、当初から、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した50年11月14日と記載されているほか、申立人が所持する年金手帳でも資格取得日は同日と記載されている（平成19年8月に、資格取得日を昭和50年11月15日に訂正。）。このため、申立期間は国民年金資格取得前の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、A市B区役所で申立期間の国民年金保険料として10万円以上を納付したとしている。この点について、仮に、申立人の20歳前の期

間を含む申立期間の保険料を第2回特例納付で納付したとしても、その保険料額は3万600円となり、申立人が一括納付したとする保険料額とは著しく相違している上、同市では、区役所においては特例納付保険料を取り扱っていなかったとしており、申立人の説明と相違する。

加えて、申立人は、A市C区に転出する前に同市B区で国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は同市C区で払い出されたことが記載されており、申立人の記憶と相違するほか、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

申立期間当時、私は両親と共に個人商店を営んでいた。国民年金の加入手続は家族の誰が行ったのか不明であるが、申立期間について、妻は保険料が納付済みであるのに対し、私だけ納付となっていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間の保険料が納付済みと記録されているその妻の加入手続についても家族の誰が行ったか不明であるとしている。申立期間当時に同居していた申立人の両親は死亡しているほか、申立人の妻は病気のため、申立期間の状況について確認することはできない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が国民年金に加入した記録は無い。申立期間当時、夫婦の住民登録は、申立人がA市B区、その妻が同市C区と異なっており、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、昭和36年11月に申立人の妻に対して同区で国民年金手帳記号番号が払い出された記載は確認できるものの、申立人に対して同市B区又はC区で国民年金手帳記号番号が払い出された記載は見当たらない。このため、申立人は、国民年金に加入したことは無く、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から52年12月まで

私は、昭和40年11月からA市場で商売をしており、市場の人などに老後に年金は必要だからと勧められたので、国民年金に加入しようと思い、夫に加入手続を頼んだ。同市場の各店舗を回って集金していた集金人に、国民年金の保険料を納付し、国民年金手帳に印を押してもらった記憶がある。同市場が52年12月に火災で全焼し、国民年金手帳や証拠になるようなものは何も残っていないが、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を集金人に納付し、その集金人は、国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に集金していたとしている。しかし、申立人が居住するB市では、国民健康保険料の集金は毎月、国民年金保険料の集金は3か月ごとで、同一の集金人が両保険料を集金することは無かったとしており、申立人の記憶には不明確な点がある。

また、申立人は、申立期間はすべて国民年金手帳による印紙検認方式により集金人に保険料を納付していたとしている。しかし、A市場が所在していたB市C区では、申立期間のうち昭和50年4月からは、集金人が集金する場合、国民年金手帳の印紙検認に代わり領収書を交付する方法に変更されており、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、申立期間当時に、その夫に依頼してB市C区役所で国民年金の加入手続を行ってもらったとしている。しかし、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が居住していた同市の記録では共に、申立人が国民年金に加入した記録は無く、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、同区で、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は

見当たらない。このため、申立人は国民年金に加入したことは無く、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、婚姻前は父親が、婚姻後は私が納付していたのかもしれない。A市B区在住時にまとめて納付した覚えがあるため、その際に20歳までさかのぼって納付したのかもしれないが、納付時期や保険料額についてはあまりよく覚えていない。

A市C区役所で、3回(35歳か36歳のころに国民年金被保険者記録の確認をした際、40歳になる前のころに保険料の免除の相談をした際、及び53歳の時に厚生年金保険と国民年金の切替手続を行った際)、「国民年金保険料は全額納付してある。」と言われたため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料について、婚姻前はその父親が、婚姻後は申立人自身が納付したか、あるいはA市B区在住時にまとめて納付したとするのみで、記憶が曖昧である。申立人の父親は死亡しており、申立人の婚姻前の国民年金加入手続及び保険料納付の状況について確認することはできないほか、申立人は、9年以上もの長期にわたる申立期間の保険料納付方法についての記憶も無い。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和53年6月にA市B区で払い出されたことが記載されている。申立人は申立期間当時に、D市からE町、A市B区、同市F区、G市と転居したとしているが、これらの市区町において、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していた記録は確認できず、別の国民年金手帳記号番

号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年6月ごろに行われ、その際に申立人が20歳に到達した44年3月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間中に転居した際の国民年金の手続（住所変更手続）については、その元夫が行ったと思うとするのみで、申立人は関与しておらず、元夫とは連絡できないため、その状況を確認することはできない。

加えて、申立人はA市B区在住時に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したかもしれないとしている。申立人の加入手続が行われたと推認される昭和53年6月の直後の同年7月から、過去の未納保険料を一括納付することができる第3回特例納付が実施されており、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付することが可能であった。しかし、申立期間の保険料を、仮に同年7月に特例納付及び過年度納付した場合の保険料額は約38万円であるが、申立人には、このような多額の保険料を納付した記憶は無く、加入手続後に、申立期間の保険料が特例納付及び過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から61年3月まで

私は、生命保険会社の個人年金に加入した際、国民年金の付加保険料の納付を止めるため、市役所で手続をした。しかし、国民年金保険料については、その後も、納付を続けてきたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、付加保険料の納付を止める手続を行ったが、国民年金保険料（定額保険料）は引き続き納付していたとしている。しかし、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、申立人が申立期間の当初の昭和56年9月に国民年金の資格（任意加入）を喪失したこと、及びこの資格喪失の記録が同年10月に社会保険事務所から社会保険庁に進達されたことが記載されている。

また、申立人が申立期間当時に居住していたA市及びB市が保管する申立人の被保険者名簿でも、社会保険庁の記録と同様に国民年金の資格喪失記録が記載されている上、申立人が所持する国民年金手帳の「資格喪失」欄及び「所得比例保険料を納付する者でなくなる申出」欄には、いずれも昭和56年9月30日の日付が記載されている。

以上のことから、昭和56年9月に、申立人の付加保険料の納付のみでなく、国民年金の資格喪失手続が行われたものと考えられ、以降、申立人が61年4月に第3号被保険者の資格を取得するまで国民年金に加入した記録は無い。申立期間当時、A市及びB市では納付書を発行していたが、国民年金の資格を喪失した者に対して納付書を発行することは無いことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、生命保険会社の個人年金に加入したことを契機に、国民

年金の付加保険料の納付を止めたと記憶している。申立人が個人年金に加入したのは昭和 60 年 6 月であることが生命保険会社の記録により確認できるが、このころに申立人の国民年金の付加保険料について手続が行われた形跡は認められない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 41 年 5 月 2 日まで

私は、昭和 38 年 5 月から 41 年 7 月末まで A 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 社の厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚が申立人を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚は、「当時、A 社では希望者だけが厚生年金保険の被保険者資格を取得していたと思う。」と証言しており、必ずしも同社の社員全員が被保険者資格を取得していなかった状況がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿によれば、A 社は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得に必要な当該番号の払出しを、社会保険事務所から昭和 41 年 6 月 8 日に受けていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1925

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から34年8月まで

私は、高校の通学に便利なA社へ転職し、同社が倒産(昭和34年8月ごろ)するまで働いた。健康保険証をもらった記憶があり、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地、当時の事業主の氏名及び業務内容を詳細に記憶していることから、期間は明らかでないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするA社は、商業登記簿謄本により確認できたものの、社会保険事務所には、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できる記録が無い。

また、申立人が記憶している同僚3人は、名字のみの記憶であり、同人を特定できない上、A社の代表取締役及び取締役4人(うち1人は死亡。)は、連絡先不明のため、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人と同じ時期にA社で勤務していたと証言している者には、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無く、同社の取締役の一人(死亡)が同一敷地内にあるB社の代表取締役であったことから、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立期間に申立人の名前(健康保険整理番号の欠番を含む。)は無い。

加えて、A社は昭和49年10月*日に解散しており、申立人に係る人事記録等関係資料は確認できず、ほかに申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1926

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 1 日から 46 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間にA社で正社員として勤務していた。給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、当時の書類を保存しておらず、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚は、「採用後、事業所から厚生年金保険料の控除について聴取された記憶がある。」と証言しており、現在の事業主も、「申立期間当時、厚生年金保険の被保険者となることを拒む従業員もおり、従業員の意向を聞いて厚生年金保険料を控除していたこともあったと思う。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していた状況はうかがえない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人に係る雇用保険の記録は、申立期間の前後に勤務した事業所については加入記録が確認できるものの、申立期間については加入記録が確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月 30 日から 39 年 3 月まで

昭和 37 年 12 月から 39 年 3 月まで A 社に在籍して B 社 C 支店で働いていたが、厚生年金保険の記録は 38 年 4 月 1 日から同年 5 月 30 日までしかないので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分は、A 社には行ったことが無く、給料は同社の下請をしていた実父（故人）から手渡しされていた。」としており、同社の承継会社である D 社も、「申立期間当時のことは不明であり、関連資料も残っていない。」としているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が、申立期間①及び②において B 社 C 支店で最後まで一緒に勤務していたとする兄は、申立人が勤務していたことを覚えておらず、ほかに申立人の A 社における勤務期間を確認できる同僚の証言は得られない。

さらに、兄の A 社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、申立人の資格喪失日の約 3 か月後であり、以後の申立期間については、兄も同社の被保険者記録が無い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月19日から同年12月5日まで

私がA社から支給されていた給与額と社会保険庁に記録されている同社に係る厚生年金保険の標準報酬月額とが大きく相違しているため、適切な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の取締役B氏の証言によれば、申立期間において、申立人が主張する報酬額が支払われていたことがうかがえる。

しかし、当該取締役B氏の証言によれば、申立人は、標準報酬月額が低い算定額で届出されていたことを承知していたことが認められる。

また、申立人は、「交通費代等を含め月額15万円の支給を受け、厚生年金保険料を5,000円から6,000円控除されていた。」と主張しているところ、申立人の記憶している厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額とおおむね一致することが認められる。

さらに、A社は現存しているものの、平成13年に民事再生手続がなされており、当時の事業主は、「当時は、すべて担当者任せであったため分からない。」としており、後継事業主は、「申立期間当時の従業員はおらず、当時の資料も無いため、申立ての事実については確認できない。」としている。

加えて、取締役B氏の署名捺印による申立てに係る証明書が提出されているが、当該証明書について、当時、A社の経理に関与した税理士は、「B氏から委任を受けて作成したものであり、当時の記憶から、残業代等を含めた給与の支給総額を証明したものである。保険料控除を証明したものではない。」としている。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1929

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月から同年 9 月まで
A社B支店に勤めていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した事業所前で撮影された写真、及びA社B支店における同僚等に関する申立人の証言内容から判断して、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B支店が保管する従業員記録には、申立人の名前は無く、申立人が同職種の同僚として名前を挙げた者についても確認できない。

また、A社B支店の事務担当者は、「申立人は高校に通っており、勤務時間が短かったことから、厚生年金保険に入っていた可能性は低い。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及び前後の期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1930

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 3 月 10 日まで

私が昭和 42 年 3 月 * 日から国民年金に加入したのは、その時期に A 社を退職して個人商店に就職したからである。同社に在籍中の 41 年 8 月 * 日に二級検定に合格し、三級の時よりも手当が増えた記憶があり、申立期間は同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立人は、A 社において昭和 38 年 3 月 22 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41 年 3 月 1 日に資格喪失していることが確認できるところ、申立人は、42 年 3 月 * 日から国民年金に加入したのは、その時期に同社を退職して個人商店に就職したからであり、同社に勤務中の 41 年 8 月 * 日に二級検定に合格したことにより、三級の時よりも手当が増えた記憶があると主張している。

しかしながら、昭和 22 年 * 月 * 日生まれの申立人については、国民年金法に基づく 20 歳到達日（20 歳の誕生日の前日）である 42 年 * 月 * 日が資格取得日である旨社会保険事務所に記録されているものの、申立人の国民年金被保険者台帳の記号番号は、申立人の妻と連番になっており、当該記号番号は、48 年 3 月 29 日に払い出されていることが確認できる。また、申立人が 41 年 8 月 * 日に二級検定に合格したことは確認できるものの、当時の同僚の一人は、「二級の資格を取っても、手当が増えることは無かった。」と証言している上、申立人は、A 社が合併した時期（同年 10 月 * 日）について、「合併したのは、私が退職してから随分後のことではないか。」と証言しているなど、申立人の記憶は、必ずしも明確ではないものと考えられる。

さらに、A社における申立人の雇用保険の記録は、資格取得日が昭和38年3月22日、離職日が41年2月28日であり、社会保険事務所における厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

加えて、社会保険事務所の記録により、A社における申立人の被保険者資格喪失日の翌日である昭和41年3月2日に健康保険被保険者証が返還されたことが確認できることから、社会保険事務所の記録どおりの資格喪失届が事業主によって提出されたものと推測される。

このほか、A社は昭和45年9月*日に解散しており、合併後の事業所は、「合併を繰り返し行っており、A社の記録は残っていない。」と回答していることから、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1931

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月1日から同年11月1日まで
A社B支店の支店長の名前を覚えており、当時勤務していたことに偽りは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B支店に勤務していたと主張しているところ、同社は、当該事実を確認できる資料を保有していないと回答している上、申立人は、当時の上司、同僚等の名前をほとんど記憶しておらず、姓のみ記憶していた支店長とも連絡が取れないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社は、「当時、正規職員として採用する前に、試用期間を前期と後期合わせて6か月間設けており、この期間は厚生年金保険の被保険者資格取得手続きをしていなかった。申立人の勤務は、この試用期間に当たり、厚生年金保険の資格取得手続きをしていなかったと思われる。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 30 年 1 月 5 日から同年 2 月 1 日まで

昭和 29 年 3 月に免許を取得し A 社に入社した。入社当時は、近隣の業務をしていたが、同年の夏ごろに遠方の業務に変更となり同年 8 月ごろに病気になった。なかなか治らず遠方の業務が無理な状況になり、年末に、出入り業者の方に相談したら年明けに来ないかと誘われたので、年明けに同社を退職して B 社に採用された。同社では、荷揚げ作業をしていた。

このような経緯で A 社に入社して退社し、B 社に採用されたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社は、申立人に係る人事及び厚生年金保険関係の資料は無いと回答しており、同社において申立期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、申立人に係る記憶が無いことから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の取扱い等が確認できない。

また、申立期間の社会保険事務所における A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によれば、申立人の被保険者の資格取得日は昭和 29 年 7 月 1 日となっているなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、A 社の複数の同僚は、「当時、A 社では、入社後数か月間は厚生年金保険に加入させてもらえない見習期間があった。」と証言しており、申立期間①当時の同社では、入社後直ちにすべての社員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではないことが推認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

申立期間②について、B社において申立期間②に厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、商業登記簿によれば、同年5月*日に清算終了しており、事業主と連絡が取れないため、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立期間の社会保険事務所におけるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、B社の複数の同僚は、「当時、B社では、期間ははっきり覚えていないが、厚生年金保険に加入させてもらえない見習期間があった。」と証言しており、申立期間②当時の同社では、入社後直ちにすべての社員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではないことが推認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は死亡しており、申立てに係る周辺事情を調査できない。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 11 月 26 日から 33 年 10 月 6 日まで
② 昭和 39 年 1 月 1 日から同年 9 月 9 日まで
③ 昭和 49 年 3 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで
④ 平成 5 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間①について、A社に昭和 32 年から 33 年ごろまで、約 1 年間勤務していた。

申立期間②について、B社に昭和 39 年から 40 年ごろまで、7 か月から 8 か月間勤務していた。

申立期間③について、C社の本社とD支店に、昭和 49 年から 50 年ごろまで約 1 年間勤務していた。

申立期間④について、E社では、F社に派遣され、約 6 か月間勤務していた。

有形の証拠になるものは一切無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A社は、申立期間①後の昭和 37 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所の手続がなされていないことが確認できる。

また、A社は、平成 2 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、商業登記簿によれば、4 年 1 月 * 日に解散、同年 3 月 * 日に清算終了しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人は申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、連絡先不明であり、もう一人は特定ができず、申立てに係る周辺事情を調査することができない。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、B社は、申立期間②後の昭和40年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所の手続がなされていないことが確認できる。

また、B社は、平成3年12月22日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、商業登記簿によれば、昭和47年4月*日に解散、59年5月*日に清算終了しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は特定ができず、申立てに係る周辺事情を調査することができない。

申立期間③について、C社は、同社が保管する従業員名簿及び社会保険台帳によれば、申立人の入社的事実は確認できないと回答しており、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、社会保険事務所におけるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間③（資格取得者49人）に申立人は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い上、G厚生年金基金によれば、申立期間③に申立人の加入記録は無いと回答している。

さらに、当時のH健康保険組合は解散しており、C社勤務中に個人加入したとするI労働組合によれば、当時の資料は現存せず確認できないと回答している上、申立人は、申立期間③に係る雇用保険の記録も確認できない。

加えて、申立人が名前を挙げた上司のJ氏は名字のみの記憶であることから、同人の特定ができず、申立期間③にC社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の社員によれば、一人は期間は定かではないが、申立人は同社に勤務していたと証言するものの、他の複数の同僚は、いずれも申立人に係る記憶が無く、申立てに係る周辺事情を調査できない。

申立期間④について、E社によれば、資料の保存期間が経過して現存しないため不明と回答している上、F社によれば、当時の資料は現存せず確認できないと回答しており、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、社会保険庁におけるE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録（資格取得者15人）に申立人は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人は、直接、派遣先に出勤していたので、同僚の記憶は無いとしている上、上司のK氏は名字のみの記憶であることから、同人の特定ができず、申立てに係る周辺事情を調査できない。

加えて、申立人は、申立期間④に係る雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 34 年 1 月から 35 年 1 月まで
③ 昭和 35 年 2 月から 36 年 2 月まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社、B社C支店及びD社に勤務していた各申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、各事業所に勤務していたことは確かなので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶している同僚3人のうち2人は、申立期間①にA社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、当該3人の同僚のうち、申立期間①にA社における被保険者記録が確認できる者を含む2人は既に死亡し、事情を聞くことができない上、残りの1人は、申立人についての記憶が無いとしている。

さらに、当該3人の同僚のほか、申立期間①にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、4人の同僚に聴取したが、申立人が申立期間①に同社に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

加えて、A社は、昭和52年2月に全喪している上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることはできず、ほかに、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、申立人が記憶している同僚は、B社C支店における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立期間②に同社の被保険者記録が確認できる者7人に確認したが、申立人が申立期間②に同社に勤務していた

とする証言を得ることはできなかった。

また、当該7人のうち4人は、「B社では、昭和35年4月以前は、営業職は厚生年金保険の資格取得手続はされなかった。」と証言していることから、営業職であった申立人は、厚生年金保険被保険者とされていなかったものと思われる。

さらに、B社C支店は、昭和41年12月に全喪しており、申立期間②当時の関連資料を得ることはできず、ほかに、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③について、社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたと主張しているD社は、申立期間③以後の平成8年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚とは連絡が取れないため、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできない。

さらに、D社の現在の事業主によると、「申立期間③当時は、自分の父親が事業主であったが、個人事業のようなものだった。」と証言しているところ、当時の事業主及びその妻は、申立期間③当時に厚生年金保険の被保険者記録は無く、昭和36年4月から国民年金の被保険者であったことが確認できる。

加えて、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1935

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 1 日から 8 年 4 月 30 日まで
厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、平成 7 年 8 月以降は 38 万円から 28 万円に減らされていることが分かった。私が保管している所得税源泉徴収簿では、申立期間の給与及び保険料控除額は、同年 7 月以前と同じであることが確認できる。

また、私は A 社の事業主であったが、自分の標準報酬月額を減額する手続を行った記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A 社は、平成 8 年 4 月 30 日に全喪していることが確認できるとともに、申立人の申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額については、同社の全喪後の同年 5 月 17 日付けで、当初記録されていた 38 万円を 28 万円に^{そきゅう}遡及して訂正されたことが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、自らの標準報酬月額を減額する手続を行った記憶は無いとする一方で、自らが社会保険事務を担当していたとしていることから、申立人の同意を得ずに、社会保険事務所が当該訂正処理を行ったとは考え難く、申立人が自らの標準報酬月額の訂正に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理を執行できる権限を有する立場にあったと考えられ、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上、許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1936

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月ごろから32年4月ごろまで
各事業所の具体的な勤務期間は覚えていないが、私は、申立期間中、A社、B社、C社及びD社の順でそれぞれ約6か月間勤務していた。保険料控除を証明できる資料は無いが、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、E社において昭和30年6月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、F社において32年4月18日に資格取得しており、30年6月から32年3月までの被保険者記録が無いことが確認できる。ところ、申立人は、当該期間についても、4つの事業所にそれぞれ6か月程度勤務していたと主張しているが、各事業所における具体的な勤務期間及び勤務順に係る申立人の記憶は不確かである。

また、社会保険事務所の記録によると、申立てに係る4事業所のうち、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、A社は昭和32年1月1日に、C社は同年8月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人が記憶している勤務時期の当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、D社は、昭和32年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、同社の新規適用時に厚生年金保険被保険者資格を取得した7人中連絡先が判明した5人に照会し、このうち4人から回答を得たが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることはできない。

加えて、A社、C社及びD社は現存しているものの、申立期間当時の人事記

録等が残っていないとしており、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1937

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月1日から39年9月1日まで

私は、新聞の求人広告によりA社に入社し、昭和36年9月1日から39年12月まで働いた。仕事は現場担当で、当時の現場名、同社の社長の氏名、同僚の氏名も記憶している。同社における厚生年金保険被保険者期間が3か月しかないのは納得できないので、調査をして記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の担当した複数の現場と同僚が記憶している現場が一致していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和39年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、36年9月1日から39年6月30日までは適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立期間当時のA社の事務手続担当者は、「会社が厚生年金保険の新規適用事業所になった時点で、社長の指示のあった者から手続をした。被保険者資格の取得をしていない者から保険料の控除をすることは無い。」と回答している。

さらに、A社は昭和49年12月*日に解散し、申立期間当時の同社の事業主は既に他界しており、証言を得ることはできない。

加えて、社会保険事務所が保管している申立人に係るA社の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日はいずれの記録も昭和39年9月1日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年8月13日まで

私は、社会保険事務所の訪問調査で、資格喪失前の標準報酬月額が低く訂正されていることを知った。申立期間の給与は、月に50万円程であった。A社に在職中に給与が下がった記憶は無い。給与明細書等は無いが、平成12年10月から13年7月までの期間についての標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市が保管する平成13年の給与支払報告書によれば、控除された厚生年金保険料を基に算出した標準報酬月額は30万円であり、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社は、申立期間における標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険資格喪失日（平成13年8月13日）と同日付けで、12年10月1日の算定基礎届を提出しているが、当該届出は、標準報酬月額を遡及して訂正したものではない。

さらに、A社は、同僚3人の申立期間における標準報酬月額についても、申立人と同様に、平成13年8月13日付けで、12年10月1日の算定基礎届を提出しているが、当該届出は、標準報酬月額を遡及して訂正したものではない。

加えて、A社は、平成14年1月8日に全喪し、事業主も既に他界しており、申立期間の賃金台帳等の給与支払及び厚生年金保険料控除を確認できる資料は保存されておらず、申立ての事実について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1939

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月30日から36年4月1日まで

私は、昭和35年7月30日から39年7月1日までA社に勤務していたが、申立期間については、厚生年金保険の記録が無く、空白となっている。申立期間に同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の慰安旅行の写真、及び複数の同僚等の証言から、期間は不明ながらも、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚は、自らが記憶しているA社への入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期は一致していない旨証言しており、このうち一人は、申立期間当時は見習期間があった旨証言している。

また、申立期間当時のA社の事業主は既に他界しており、証言等を得ることはできないが、当該事業主の親族は「申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、厚生年金保険に加入した証拠となる資料は存在せず、申立期間に厚生年金保険料を控除していたかは不明である。」旨証言している。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の昭和28年6月から36年3月までの厚生年金保険者被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月15日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和35年2月15日に入社し、平成4年12月まで勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、このうち、申立期間については厚生年金保険の記録が無く、空白となっていることが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管するハガキ及びA社の後継会社であるB社の人事記録から判断すると、申立人が申立期間にA社において勤務していたと認められる。

しかし、当該人事記録には、試用開始年月日は昭和35年2月15日、本採用年月日は同年6月1日と記載されており、申立期間は試用期間であったことが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、A社C支店において、昭和35年6月1日に資格取得していることが確認できるところ、この記録は厚生年金保険の被保険者資格取得の記録と符合している。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社C支店の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、同僚は「試用期間の間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1941

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月から37年2月20日まで

私は、A社に昭和35年10月から37年5月まで勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、勤務した期間は明らかではないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚は、A社には入社後、見習期間があり、入社から一定期間は厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかった旨証言している。

また、当時の事業主は、「申立人がA社で勤務していたことは覚えているが、厚生年金保険の被保険者資格に係る証拠となる資料は、既に同社は全喪しているため、保管していない。」と回答している上、当時の経理担当者は既に他界していることから、厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、社会保険事務所に記録によると、申立期間のうち、昭和36年4月から37年1月までの期間については、申立人は、55年6月17日付けで国民年金特例納付制度により、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者原票について、昭和35年4月1日から申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日（37年2月20日）まで確認したが、申立人とみられる記録は無く、健康保険番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月1日から49年4月1日まで

私は、昭和46年2月1日にA社に入社し、事業主との話合いで入社時の給与を7万2,000円と決定したと記憶しており、社会保険事務所の記録が7万2,000円より低くなっていることに納得できない。申立期間について、標準報酬月額を7万2,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間当時に被保険者であった女性の同僚7人全員が申立人の標準報酬月額より低い額であることが確認できるとともに、標準報酬月額が訂正された形跡も無い。

また、申立期間当時、事業主が何らかの事情により申立人の給与支給額の一部を標準報酬月額の算定に用いていた可能性は推察されるが、申立事業所は既に解散しており、申立人の給与を決定していた事業主も既に他界しているため、証言を得ることができない。

さらに、複数の同僚から聴取をしたものの、給与明細書を所持している者はいない上、「当時の給与額をはっきりと記憶していないが、自分についての社会保険庁の記録に間違いがあるとは思っていない。」と回答しているなど、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月1日から31年3月1日まで

私は、昭和29年12月1日から34年5月1日までA社に勤務していたが、このうち、申立期間については厚生年金保険の記録が無く、空白となっているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、昭和31年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、「申立人は、私が入社する前から同社に勤務していた。」旨証言しており、期間は不明ながらも、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は申立期間以後の昭和31年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社は昭和58年4月19日に全喪している上、申立期間当時の事業主、申立人が記憶する同僚等は既に他界しており、関連資料の確認及び周辺事情の聴取をすることはできない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳のA社における申立人の被保険者資格取得日は、昭和31年3月1日であることが確認できる上、社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番も無く、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 1 日から 40 年 10 月 30 日まで

私は、A社で勤務していた申立期間に係る脱退手当金を支給されたこととされている。支給額は3万6,720円とのことであるが、当時としては大金であり、そのような大金を支給された覚えは無い。このため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社のすべての女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年10月30日の前後3年以内に資格喪失した脱退手当金受給資格者10人の記録を確認したところ、脱退手当金支給記録のある4人はいずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内に支給決定されており、申立期間当時の事業主も、脱退手当金の代理請求を行っていたと認めていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿及び被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月後の昭和40年11月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から32年8月25日まで

私は、申立期間について、A社での勤務期間に係る脱退手当金を支給されたこととされている。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年10月10日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金の支給記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和32年10月10日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。また、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。